

建築物の所有者
又は管理者の皆様へ

建築物の吹付け アスベストについて

～あなたの健康を守るために～



アスベスト(石綿)の飛散による健康被害が大きな社会問題となっており、現在では、建築物にアスベストを使用することは禁止されています。

平成18年以前に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが使用されている可能性があり、露出したまま放置していると、アスベストが飛散するおそれがあるため、適切なアスベスト飛散防止対策を行う必要があります。

皆様が所有する建築物における吹付けアスベストの使用状況の把握やアスベスト飛散防止対策の検討に、このパンフレットをご活用ください。

栃木県県土整備部建築課

アスベストとは

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状の鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。アスベストは、耐久性、吸音性、断熱性等に優れていることから、建築材料として幅広く使用されていましたが、現在は、原則として製造も使用も禁止されています。

このパンフレットでいう吹付けアスベストとは、建築基準法に基づく「吹付けアスベスト」及び「アスベストを使用している吹付けロックウール」のことを指しています。



アスベストの危険性とは

アスベストは、大気中に浮遊しない状態であれば、直ちに危険という訳ではありませんが、繊維が髪の毛の約1/5,000の太さと極めて細かく軽いため、空気中に浮遊しやすく、人が吸い込みやすいという特徴があります。

アスベストを吸い込んだ場合、肺の中に長期間残留し、長い年月(15～20年)を経て「肺がん」や「中皮腫」等の健康被害を起こす要因になると言われています。

吹付けアスベストはいつ頃まで使用されていた？

吹付けアスベストは、昭和30年代から使用され、その後、下表のように、段階的に使用が禁止されてきました。

吹付け材の種類	アスベスト含有量	使用期間					S60	H1
		S30	S40	S50				
吹付けアスベスト	吸音・結露防止 アスベスト:約70%							
	耐火被覆 アスベスト:約60%							
アスベスト含有 吹付けロックウール	アスベストが 約30%以下のもの							
	アスベストが 1%を超えるもの							

含有5%超の吹付け禁止 ↑

業界自主規制 ↑

所有(管理)している建築物は大丈夫？

吹付けアスベストは、特に平成元年以前の建築物に使用されていることが多く、劣化や損傷がある場合、アスベストが飛散する可能性が高くなるため、建築物を早急に調査し、アスベストの使用状況を確認することが重要です。



アスベストの確認方法は？

所有又は管理している建築物について、吹付けアスベストの使用の有無を確認する方法は、以下の内容を参考にしてください。

目安として確認する方法

○設計図書等による確認

吹付けアスベストは、設計図書等に記載されている建築物の施工年及び使用材料の商品名によって識別することが可能な場合があります。商品名が分かれば、製造メーカーに問い合わせ、アスベストが使用されている建築材料か確認することができます。

○施工箇所を目視で確認(3～4ページを参考にしてください。)

耐火被覆の場合→鉄骨部分を中心にチェック

吸音・断熱・結露防止の場合→天井・壁を中心にチェック



使用の有無を確定する方法

○分析機関に調査を依頼

専門の分析機関において、採取した試料をX線や顕微鏡を用いて分析することにより、アスベストの有無を確認することができます。高度な技術が必要となりますので、経験を有する専門の分析機関に依頼することが重要です。

アスベストの分析調査を実施したい場合は、(一社)日本環境測定分析協会のホームページ(6ページ)にアスベスト分析機関が公表されていますので、参考にしてください。

危険な状態の吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストが建築物に使用されている場合は、吹付けアスベストの状態を確認してください。以下の写真のような劣化が見られる場合は、早急に飛散防止対策を講じる必要があります。

吹付けアスベストが劣化しているにもかかわらず、対策を怠った場合、健康被害を生じる可能性が高くなりますので、専門家に相談のうえ、適切な措置を講じてください。

吹付けアスベストの劣化状況(例)



局所的破損



繊維のくずれ



垂れ下がり

出典：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 発行：一般財団法人 日本建築センター

吹付けアスベストの主な使用箇所は？

建築物において、露出した吹付けアスベストが施工されている可能性がある箇所は、以下の図及び写真のとおりです。

※その他の構造及び施工箇所は、6ページ

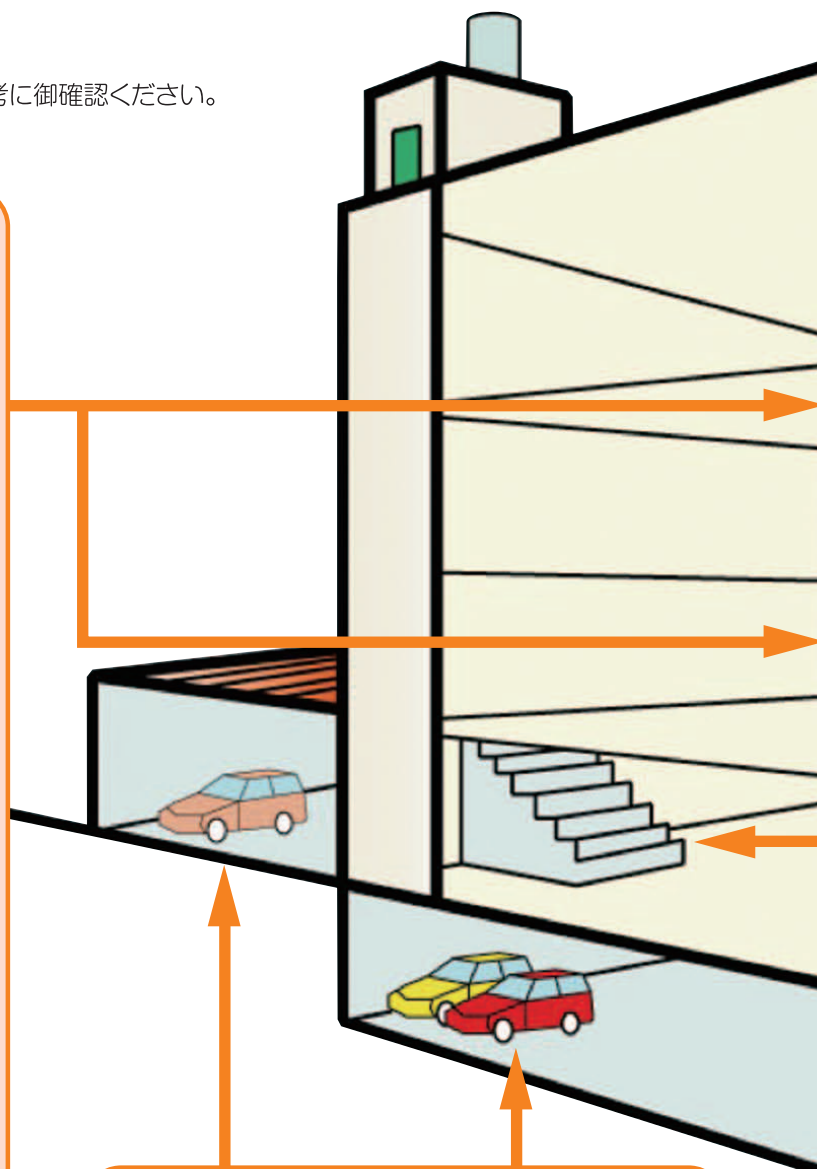
【アスベスト含有建材を確認する際に役立つ情報】を参考に御確認ください。

柱・梁・天井・ブレース



チェックポイント

☐ 耐火用、断熱用として、鉄骨材、壁や柱に直接吹付けられていないか。



駐車場



チェックポイント

☐ 防音用、断熱用として天井や壁に直接吹付けられていないか。



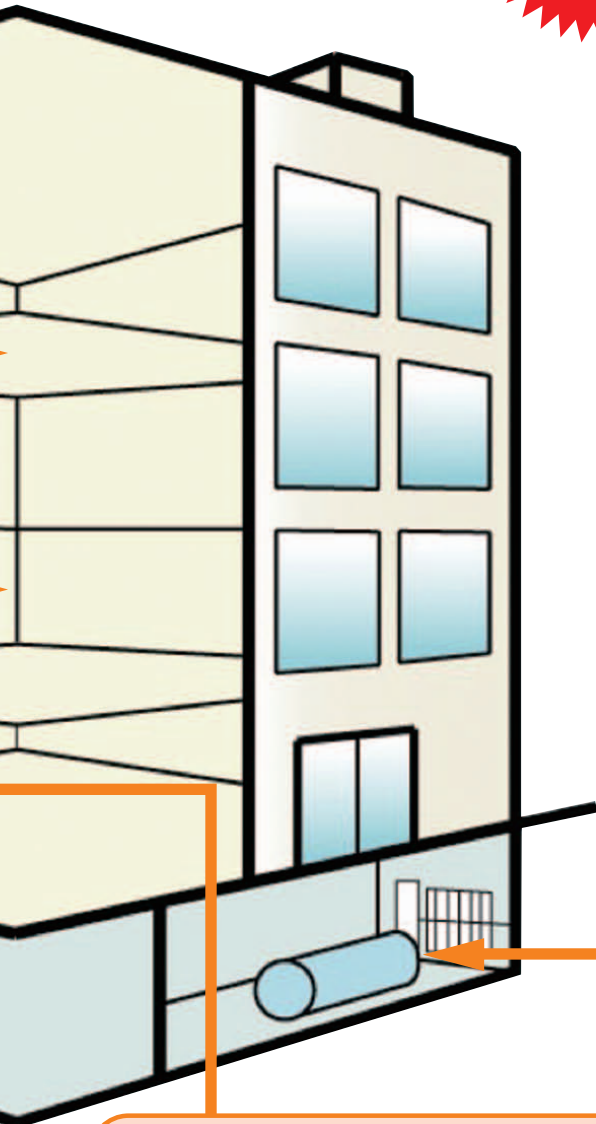
アスベストと間違えやすいもの 「グラスウール」



ガラスを溶解して繊維状にしたもので、断熱材として天井裏や壁の内側に使用されています。

代表的なものは、写真のように白や黄色のビニール袋に入っています。

《例》鉄骨造建築物



機械室(ポンプ室・倉庫)



階段室



チェックポイント

□耐火用、断熱用として、天井や壁、階段の裏側に直接吹付けられていないか。

チェックポイント

□防音用、断熱用として天井や壁に直接吹付けられていないか。

吹付けアスベストの対処方法は？

建築物に吹付けアスベストが使用されている場合は、必ず専門業者に相談し、劣化状況や使用状況に応じて以下の方法を選択し、適切な工事を実施してください。

除去

吹付けアスベストを完全に取り除き、アスベストが使用されていない他の建築材料に取り替える方法で、アスベストが飛散するのを防ぐ方法として最も効果的な方法。

次の場合、完全に除去する必要があります。

- ・ 損傷・劣化の程度が高い場合（吹付け層の脱落、繊維の垂れ下がりなど）
- ・ 下地との接着力が低下している場合（吹付け層の浮き上がりなど）
- ・ 振動や漏水のある場所に使用されている場合



封じ込め

○塗膜性封じ込め処理

吹付けアスベストの表面に固化剤を吹付けることにより塗膜を作る方法

○浸透性封じ込め処理

吹付けアスベストの内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化する方法

- ※1 劣化や損傷が少ない場合に適用できます。
- ※2 建物を解体するときは、除去工事をする必要があります。

囲い込み

アスベストが吹付けられている天井や壁などを非アスベスト建材で覆うことにより、アスベスト繊維が室内に飛散しないようにするとともに、損傷防止を図る方法

- ※1 劣化や損傷が少ない場合に適用できます。
- ※2 建物を解体するときは、除去工事をする必要があります。

【注意】 吹付けアスベストが使用されている建築物で、既存部分の床面積の1/2を超える増改築等を行う場合、吹付けアスベストを除去することが義務付けられています。
増改築等を行う場合は、一級建築士等の専門家又は6ページの機関に御相談ください。

比較的安定した吹付けアスベストへの対応は？

吹付けアスベスト建材に劣化等が見られない場合でも、時間の経過等により、吹付けアスベストに破損や剥離が発生するおそれがあります。劣化等によりアスベスト繊維が飛散しないよう、日頃から適切な維持保全を行う必要があります。

吹付けアスベストの状態を定期的に確認し、破損等を見逃さないようにしましょう。

吹付けアスベスト以外の建材は大丈夫？

アスベストが使用されている建材は、吹付けアスベストの他、内外装の仕上塗材、保温材、断熱材、耐火被覆材、屋根材等(石綿波形スレート、ケイ酸カルシウム板など)に使用されていることがあります。

そのままの状態であれば、アスベストが飛散することは考えにくいので、一般的には問題ないとされていますが、劣化等により飛散する可能性がありますので、定期的に確認することが重要です。

吹付けアスベスト等の建築物の解体等に注意！

天井や壁の裏側等で露出していない吹付けアスベストや、仕上塗材、保温材及び屋根材等の建材にアスベストが使用されている建築物は、内部改修や解体時等にアスベストが飛散しないための対策を講じる必要がありますので、解体業者等に事前に確認してください。

なお、「石綿含有仕上塗材」の取扱いについては、県環境保全課(7ページ)に御確認ください。

アスベストに関する内容をもっと知りたい

アスベストが使用されている建材を確認する際に役立つ情報

目で見えるアスベスト建材(第2版)

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf



石綿含有建材データベース

(インターネットで「石綿含有建材データベース」で検索)

<http://www.asbestos-database.jp/tabid/64/Default.aspx>



アスベスト分析機関の検索

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL : 03-3878-2811 https://www.jemca.or.jp/sys/member_list



建築物の増改築等に関する技術的な相談

一般社団法人 栃木県建築士会

TEL : 028-639-3150 <http://www.tochigi-kenchikushikai.or.jp/>



一般社団法人 栃木県建築士事務所協会

TEL : 028-621-3954 <http://www.tkjk.or.jp/index.html>



吹付けアスベストに関する法令等の窓口

栃木県

- 大気汚染防止法に関すること
- 石綿による健康被害救済制度に関すること

環境保全課大気環境担当 TEL : 028-623-3188

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyuu/hozen/asbestos.html>



- 建築基準法に関すること
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に関すること

建築課建築指導班 TEL : 028-623-2514

(「建築物の吹付けアスベストについて」パンフレットの作成)

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyutaku/kenchiku/kenchikukijyunhou_asubesutotaisaku.html



宇都宮土木事務所 建築指導担当 TEL : 028-626-3139

管轄市町：那須烏山市、高根沢町、上三川町、那珂川町

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h51/index.html>



真岡土木事務所 建築指導担当 TEL : 0285-83-8308

管轄市町：真岡市、益子町、芳賀町、茂木町、市貝町

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h54/index.html>



栃木土木事務所 建築指導担当 TEL : 0282-23-3748

管轄市町：下野市、壬生町、野木町

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h55/index.html>



大田原土木事務所 建築指導担当 TEL : 0287-23-6615

管轄市町：矢板市、さくら市、塩谷町、那須町

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/index.html>



※上記以外の9市は、特定行政庁として、それぞれ建築基準法に基づくアスベスト対策業務を行っています。
9市に立地する建築物については、各市役所の建築指導主務課に御相談ください。

関係省庁

厚生労働省 栃木労働局

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>



環境省

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/>

